平成２６年（フ）第４０４３号
大阪府摂津市東別府４丁目14番16号
債務者　小西　涼香（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７３号
神奈川県藤沢市本藤沢５丁目９番５号　ユナイトステージ善行壱番館101
債務者　風間　雅一
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５７５号
横浜市磯子区岡村６丁目６番９号　メゾン・リー201号
債務者　千代村泰司
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９９号
東京都日野市三沢１丁目34番地の15ブリリアンメゾンオノ511
債務者　田中陽一郎
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７１８号
東京都昭島市拝島町２丁目19番22―202号
債務者　大久保康雄
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７３号
栃木県下野市駅東５丁目10番33号　Ｅｉｍｅｉ　Ｓｅｃｏｎｄ105
債務者　綾部　明美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第４１５号
岡山市北区辛川市場513番地３
債務者　前田　博樹
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５７号
釧路市宮本２丁目５番23号
債務者　畑野　幸枝
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月４日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４１９号
栃木県鹿沼市天神町1710番地
債務者　高橋レイ子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３２号
静岡県浜松市中区泉３丁目26番６号　サニーハウスいずみ102
債務者　齋藤　弘秋
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４０６号
岡山市北区大安寺中町２番28号
債務者　山田　浩司
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3370番地3047、前住所栃木県那須郡那須町大字沼野井583番地
債務者　平山　政幸
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月４日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第７０７号
東京都調布市深大寺北町２丁目33番地６
債務者　八木澤七海（旧姓中内）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第３３５号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町14番地　３―103号、申立時の住所さいたま市岩槻区諏訪３丁目２番地１　高層１号314
破産者　武田　智里（申立時の姓清野）
1　主文　平成26年７月29日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「さいたま市岩槻区諏訪３丁目２番地１　高層１号314」とあるのを、「鹿児島県奄美市名瀬浜里町14番地　３―103号、申立時の住所さいたま市岩槻区諏訪３丁目２番地１　高層１号314」と、破産者の氏名が「清野　智里」とあるのを「武田　智里（申立時の姓清野）」とそれぞれ更正する。
2　決定年月日　平成26年10月１日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３８号
千葉県富津市青木２丁目19番地１
破産者　有限会社伏見組
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部